

1. 重要水防箇所とは

洪水時には、堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、地域の水防団の方々が土のうを積むなどの「水防」活動をして、堤防を守ります。そうした事態をいち早く察知するため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区間を決めています。

2. 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所とは洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの被害を受ける恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所には、A・B・要注意の3ランクがあります。

A・Bランクは堤防の高さや大きさ、過去の災害実績などから指定され、要注意区間のランクには、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されます。

(詳細は別紙4のとおり)

なお、重要水防箇所に設定している箇所には、現地において杭で表示しています。

(写真参照)



3. 重要水防箇所合同巡視構成機関

今回の合同巡視を行うのは、徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、三好市、美馬市の6市8町及び地元水防団等、独立行政法人水資源機構池田総合管理所、国土交通省徳島河川国道事務所となっています。

4. 徳島河川国道事務所管内重要水防箇所の延長について

重要水防箇所の延長は、徳島河川国道事務所管内で下記のとおりとなっています。

河川名	延長
吉野川	約75km
旧吉野川	約37km
今切川	約14km

※ 河川それぞれの延長距離は重複分を含まない。

※ 吉野川の延長距離には重点区間(L=約11km、左右岸合計値)を含まない。